

令和7年度 第6回庁議要点記録

日 時：令和7年6月18日（水）午前8時45分～9時10分

場 所：庁議室

出席者：市長、橋本副市長、塩野目副市長、教育長、政策部長、公共施設マネジメント担当部長、総務部長、市民生活部長、健康部長、福祉部長、子ども家庭部長、まちづくり部長、建設環境部長、教育部長、市政戦略室長、政策経営課長、議会事務局長、秘書課長、情報管理課長、デジタル行政推進室長、公共施設マネジメント課長、政策法務課長、財政課長、環境経営課長、会計管理者心得

議 題

○協議事項

- ①「国分寺市立第四日吉町学童保育所」指定管理者の募集について

○報告事項

- ①令和7年第5回国分寺市教育委員会定例会について
- ②「国分寺市立教育センター」指定管理者の募集について

○その他

橋本副市長： 令和7年度第6回庁議を開催します。 本日の議題は、協議事項1点、報告事項2点及びその他になります。

協議事項①「国分寺市立第四日吉町学童保育所」指定管理者の募集について、子ども子育て支援課長から説明をお願いします。

子ども子育て支援課長： 公設学童保育所の狭あい解消を目的に、第五小学校区に新たに開所する「国分寺市立第四日吉町学童保育所」について、当該施設の管理・運営を担う指定管理事業者を公募したいというものです。指定管理期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間です。

今回は単独の募集となりますが、今後については、同小学校区の既存3学童と同一の指定管理者が一体的に管理・運営を行うことを想定し、既存施設の指定管理期間の終わりを合わせ、3年間としました。

指定管理費の上限額は、3年間の総額94,920千円となります。新規施設のため、前回との比較は行いませんが、支援単位数と常勤職員数が同数の施設の令和6年度における指定管理費が、1年分で約30,000千円であることから、近年の人件費と物価がともに上昇している事実に鑑み、妥当な金額であると考えます。

積算の詳細として、人件費のうち常勤職員給与については、令和7年度新規対象施設の公募に用いた額に10%の上げ幅を設定し、また、2年目3年目については、それぞれ5%の上げ幅を設定して積算しました。これは保育士の公定価格が大きく上昇する中、学童保育所の常勤職員については、保育士や教員の免許等を基礎に取得する放課後児童支援員資格を求めていることから、人材確保のための措置です。また、非常勤職員の時間単価については、直営施設の時間額会計年度任用職員の時間単価を基準に定めています。

次に、事務費及び管理費です。過去の実績や公募時の積算額に施設規模を勘案するとともに、物価上昇分として約5%の上げ幅を設定して積算しました。児童のおやつや教材の購入に用いる運営費については、公設の予算額に定員数と当初見込率を乗じて積算した額

に物価上昇分として、5%の上げ幅を設定して積算しています。一般管理費については、近年、職員採用時に必要となる採用費が大幅な増加傾向にあることから、過去に全体経費の5%で積算していたものを6.5%として積算しています。

次に仕様書です。資料33枚目からとなっており、主な変更点は3点です。

1点目は、周辺住民への配慮及び児童の安全管理に関することで、1ページ③となります。当該施設は住宅街の中にあり、道路に面した施設であるため、児童が私有地に立ち入らないよう、また、周辺道路で遊んだりしないよう注意することを加えました。また、7ページ「コ（エ）」で駐輪に関して地域住民に御迷惑をかけないように注意することを加えています。

2点目は、3期休業期間中の配食サービスに関することで、6ページ「オ」となります。令和6年度の冬休みから、市内全学童保育所にて開始している配食サービスについて、既存施設と同様の方法にて実施するよう定めています。

3点目は、閉所日の施設の貸出しに関することで、8ページ「(2) ③」となります。当該施設は権利擁護センターとして用いられていた際、閉所日に民生児童委員が主催する地域住民の集会等のため、貸し出しを行っていた経緯があります。以上の経緯に鑑み、日曜日等の閉所日において、地域住民より同目的のため当該施設を使用したいとの申出があった場合には、特段の事情のない限りこれに応じることを記載しています。説明は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。

市長： 必要な修繕は終わっていますか。それともこれからですか。

子ども子育て支援課長： これから必要な改修工事を行い、2月を目途にしゅん工する予定です。

市長： 分かりました。

総務部長： 人件費の5%は妥当であると思いますが、2年目3年目がそれぞれ5%の上げ幅であると、他施設とのバランスで問題は生じませんか。

子ども子育て支援課長： 更新の際の見直しや途中であっても状況に応じて検討したいと考えます。

総務部長： 今回の指定管理の部分は分かりました。2年目3年目の人件費については、少し疑問が残りますが、いまの段階では承知しました。

健康部長： 閉所日の地域住民への貸し出しは、以前から民生児童委員さん中心に活動していたということで、事前に地域の方とある程度話し合いが済んでいるという理解でよろしいですか。

子ども子育て支援課長： 以前、こちらの施設を利用して集会等を主催していた児童委員さんと、今後の使用方法に関する話し合いを進めています。

健康部長： 分かりました。

橋本副市長： ほかにありますか。よろしいですか。なければ、指定管理者の募集については決定とします。続いて、報告事項①令和7年第5回国分寺市教育委員会定例会について、教育部長から説明をお願いします。

教育部長： 5月26日に開催した教育委員会定例会です。議案は全部で8件、全て承認又は可決しました。

議案番号26、27については、共に欠員となっていた委員を5月1日付けで委嘱する必要があり、教育長による専決処分を行ったものです。議案番号26はコミュニティ・スクール協議会委員、27は公民館運営サポート会議委員です。議案番号28から30については、教育センターの指定管理者導入に向けた手続として、条例・規則の改正と募集の審議です。議案番号31から33については、条例規則要綱設置の委員会委員の任命、又は委嘱の審議です。

報告事項は2件です。項番1寄附の受領として、三味線を一さおと、項番2令和7年4月7日付けの児童生徒数及び学級数について、報告しました。説明は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。

市長： 令和7年度の寄贈と生徒学級数については、議会へ報告したのですか。

教育部長： まだ報告していません。

市 長： まだ私たちも聞いていません。

教育部長： 通常は閉会中の委員会などで報告しますが、今回はまだ議会に報告していないため、お伝えできていません。

市 長： 私たちに先に説明してもらうことで、予定どおり教室数などが足りているのか把握できると思っています。また、見直さなければならない案件がある場合には、早急に手を打っていく必要があります。

教 育 長： 近日中に報告します。

橋本副市長： よろしくをお願いします。続いて、報告事項②「国分寺市立教育センター」指定管理者の募集について、社会教育課長から説明をお願いします。

社会教育課長： 本件は、5月26日開催の教育委員会定例会において、国分寺市立教育センターを令和8年4月1日から、指定管理者制度により管理・運営することとし、公募の手続を行うことについて承認をいただきました。これを受け、募集要項等の決裁を経て庁議で報告をさせていただくものです。

公募に当たり、6月2日開催の行政改革推進本部においても報告しましたが、男女平等推進センターの貸室を教育センターに移管する必要があったことから、先に開催された市議会で教育センター条例の一部改正の議決をいただき、公募の手続に着手することとなっています。

指定管理期間については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。現在、ひかりプラザ内にあるひかりスポーツセンターの指定管理期間が令和10年3月31日までであることを踏まえ、今後のひかりプラザの管理に関する調整対応も見据え、指定管理期間を2年間としました。

2年間の指定管理費総額の上限額は、168,900千円です。施設の管理業務が主となる内容ですが、新幹線資料館及び鉄道資料室の管理・活用、また施設内に所在する男女平等推進センターなど、市の組織や関係団体との施設における連携協力についても、協定書や仕様書の中に明記し、複合施設としての機能の一部も見据えた内容としています。

特に、新幹線資料館や鉄道展示室については、市の魅力資源を生かしていく必要があるため、その活用については評価基準として加え、民間事業者による創意工夫や更なる展開を期待したいと考えています。

今後のスケジュールとしては、7月15日号市報で募集要項の周知、また同日から要項の配布を開始し、8月6日現場説明会、8月14日から申請書の提出受付を開始する予定で準備を進めています。また、所定の手続を経ながら第4回定例会で議案上程に向けて進めていきます。説明は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。よろしいですか。なければ、その他各部からありますか。福祉部長、お願いします。

福祉部長： 意思疎通支援カードを試行的に来月から実施する予定です。

筆談や手話が必要な方について、窓口によっては耳マークが設置されていますが、利用者が手話や筆談を希望する際により分かりやすいよう、2階の発券機に設置する予定で準備を進めています。

12月まで試行的に行います。現在、意思疎通支援の多言語タブレットなども用意していますが、中々十分に活用されておらず、実績はゼロという状況です。他には毎週水曜日に手話通訳者の方がいるため、そこを目指して来庁される方もいると思います。そのような環境がない場合でも対応できることが分かるように示したいという意図です。

全庁に広げるかどうかは、12月までの使用状況を検証して考えたいと思いますが、まずは2階フロアで準備する予定です。今後、関係課への説明や協力依頼に御理解いただければと思います。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。

市長： 1階には設置しないのですか。

福祉部長： 必要な方もいると思いますが、市民課の混雑具合を鑑みると、ここまで求めるのは難しいと考えています。まずは2階で実施し、課題なども検証した上で、全庁で実施できるかどうかを検討したいと思っています。

橋本副市長： 課題としては、筆談希望と手話通訳希望と書いてあるため、手話通訳を希望したものの、手話通訳者がいないという状況が発生する可能性があるのではないですか。

福祉部長： 水曜日以外は手話通訳者がいませんが、タブレットの三者通話で手話通訳者を間に挟んで利用できる環境があります。こちらも十分活用されていないため、周知したい点です。

橋本副市長： 手話通訳者がいない時には、三者通話で手続するということですか。

福祉部長： それで対応できます。

総務部長： それはイントラで掲示されますか。

福祉部長： 庁内調整が終わり次第、イントラで掲示する予定です。

橋本副市長： その他各部からありますか。よろしいですか。なければ、最後に市長お願いします。

市長： いよいよ6月半ばです。本日、4月5月の超過勤務の実績を確認しました。新庁舎に移り配当が減ったことありますが、各部署の努力で超過勤務がきちんと管理されていると思います。各部署の状況について、管理職の皆さんは毎月把握できますから、しっかり確認してください。特に心配なのは、これだけの環境を整えたにも関わらず、超過勤務が多い個人がいる場合には、仕事が個人に偏っているのではないかと、特殊な事情があるのではないかとということです。それであれば、人員配置や業務の配分なども考えていかなければいけないと思っています。超過勤務の管理は、それを利用してそれぞれの業務の偏りをぜひ訂正していただきたいと思っています。

働き方改革を進めてきていますので、実際にそれが実績として出てきているのかどうか、私も非常に注目しています。

一方、夏期休暇が5月から始まっています。毎年のことですが、どういう形で、各部署の業務に支障がないように夏期休暇が取得できるのか考えながらぜひ推奨してもらいたいと思います。暑い時期になると体力・気力が低下するかもしれませんので、ぜひ取っていただき、リフレッシュしてほしいと思っています。

今は選挙期間中であるため、6月22日の投開票も多くの職員が兼務で発令されていると思います。その辺も勘案してあげてください。

橋本副市長： 以上で庁議を終了します。